

能代市工場等改修事業費補助金

市内の工場等の、建築後20年を経過し、古くなった建屋を改修し、経営の安定的な継続を図り、もって商工業の振興と雇用の場の確保を目的として、建屋改修に要する経費の1/3（上限100万円）を補助します。

1 募集期間

随時

※申請は、発注前に行ってください。

2 補助対象者

補助金の交付対象者は、市内で事業を営んでいて、以下の条件のすべてに該当する事業者です。

- 工場、ソフトウェア事業所、卸売商業施設、製造等関連サービス事業所、研究施設、再生可能エネルギー発電事業所及び情報通信関連サービス事業所を営んでいる。
- 雇用保険に加入している従業員（派遣社員を除く。）を10人以上雇用している。
- 市税に未納がない。

3 補助対象事業

補助金の対象となる事業は、市内に所在する事業活動に使用する建屋(建具を含み、電気・給排水・生産等の設備を除く。)を改修する事業で、次の要件を満たすものです。

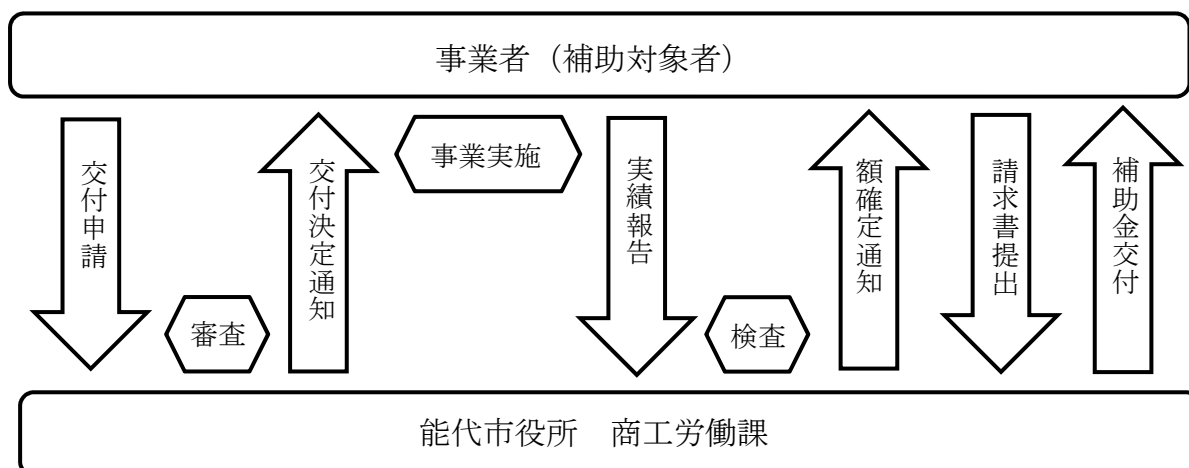
- 改修する建屋は、事業者自らが所有しているものであって、建築後20年を経過していること。
- 建屋の改修工事は、市内の事業所に発注すること。
- 補助事業は、補助金の交付決定を受けた年度内に完了すること。

4 補助金の額

補助金の額は、建屋の改修に要する経費（消費税等を除く）の1/3（1万円未満切捨て）で、上限額は1事業所につき100万円とします。

※令和2年度までに補助金の交付を受けたことのある補助対象者であって、既に交付された補助金の額の累計額が、200万円に満たないものに対する上限額については、令和5年3月31日までの間に限り、200万円とします。

5 補助金交付までの流れ



※市から交付決定通知書が発行されるまでは、事業着手（契約や発注等）できませんのでご注意ください。

6 申請時の提出書類

- ①交付申請書（様式第1号）
- ②会社・法人の登記事項証明書の写し
- ③建物の建築年数、所有者を証明する書類（固定資産台帳等）の写し
- ④雇用保険に加入している従業員数を証明する書類（雇用保険被保険者資格取得等確認通知書等）の写し
- ⑤事業計画書（様式第1号の2）
- ⑥補助対象事業に係る計画図
- ⑦補助対象事業に係る見積書及び内訳書の写し
- ⑧建屋の現状が分かる写真
- ⑨建屋の位置図
- ⑩市税の滞納がない証明書等

※対象業種は、次の業種です。

- ①工場（製造業）、②ソフトウェア事業所（ソフトウェア業）、③卸売商業施設（卸売業）、④製造等関連サービス事業所（道路貨物運送業、倉庫業及び梱包業、産業用機械器具賃貸業、デザイン業、機械設計業及び非破壊検査業、機械修理業（電気機械器具を除く）、電気機械器具修理業及び産業用設備洗浄業、市長が製造業及び再生可能エネルギー発電事業の振興に資すると認める事業（クリーンルームで使用する無塵衣・無菌衣の精密洗浄を行う事業、循環資源の再生利用に資する事業（収集運搬業を除く）、産業用のガスを供給する事業、再生可能エネルギー発電関連施設及び設備のメンテナンスを行う事業）、⑤研究施設（研究の用に供する施設（製造業を営む者が設置するものに限る）、⑥再生可能エネルギー発電事業所（再生可能エネルギー発電設備を有する施設）、⑦情報通信関連サービス事業所（コールセンター事業（インバウンド業務に限る）、データセンター事業、ニュービジネス事業（人事、総務、経理等の事務処理、データ入力等の情報処理）

問い合わせ・申請書類提出先

〒016-8501 能代市上町1-3

能代市役所 環境産業部 商工労働課 商工労働係

TEL 0185-89-2186

FAX 0185-89-1775